

平成23年11月

滋賀県議会定例会議案

(その1)

目 次

議第135号	平成23年度滋賀県一般会計補正予算（第5号）	1
議第136号	滋賀県平和祈念館の設置および管理に関する条例案	5
議第137号	滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例案	7
議第138号	滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案	10
議第139号	滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案	13
議第140号	滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案	17
議第141号	滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案	18
議第142号	ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の一部を改正する条例案	19
議第143号	滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例案	20
議第144号	滋賀県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例案	21
議第145号	滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	22
議第146号	拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例案	24
議第147号	契約の変更につき議決を求めることについて（琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター建設工事）	25
議第148号	公有財産譲渡代金に係る遅延利息の請求訴訟の提起につき議決を求めることについて	26
議第149号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立テクノファクトリー）	27
議第150号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立草津S OHOビジネスオフィス）	28
議第151号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県営住宅）	29
議第152号	滋賀県道路公社が行う有料道路事業の変更に同意することにつき議決を求めることについて	30
議第153号	平成24年度において発売する当せん金付証票の発売総額につき議決を求めることについて	31
議第154号	関西広域連合規約の変更につき議決を求めることについて	32
議第155号	公立大学法人滋賀県立大学に係る中期目標を定めることにつき議決を求めることについて	33
議第156号	滋賀県流域治水基本方針の策定につき議決を求めることについて	38

一般会計補正予算

議第135号

平成23年度滋賀県一般会計補正予算（第5号）

平成23年度滋賀県の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,438,780千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 508,387,959千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

上記の議案を提出する。

平成23年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
10 国庫支出金		千円 50,548,959	千円 2,339,804	千円 52,888,763
	2 国庫補助金	18,881,887	2,339,804	21,221,691
11 財産収入		1,877,213	2,374	1,879,587
	1 財産運用収入	662,602	2,374	664,976
13 繰入金		38,967,919	96,602	39,064,521
	2 基金繰入金	37,041,397	96,602	37,137,999
歳入合計		505,949,179	2,438,780	508,387,959
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
4 県民文化生活費		千円 5,358,388	千円 △ 10,620	千円 5,347,768
	1 県民生活費	2,693,343	△ 6,169	2,687,174
	2 文化費	2,665,045	△ 4,451	2,660,594
5 琵琶湖環境費		17,019,322	△ 7,184	17,012,138
	2 環境費	3,382,171	△ 512	3,381,659
	4 森林林業費	8,481,117	△ 6,672	8,474,445
6 健康福祉費		86,192,731	2,528,152	88,720,883
	2 児童福祉費	14,635,936	185,974	14,821,910
	8 医薬費	7,212,954	2,342,178	9,555,132
7 商工観光労働費		34,925,068	△ 65,808	34,859,260

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 商工業費	千円 4,287,394	△ 千円 5,615	千円 4,281,779
	2 中小企業費	24,302,054	△ 604	24,301,450
	4 労政費	4,790,881	△ 59,589	4,731,292
8 農政水産業費		14,700,931	△ 5,760	14,695,171
	1 農業費	5,180,858	△ 5,090	5,175,768
	4 水産業費	1,277,063	△ 670	1,276,393
歳 出 合 計		505,949,179	2,438,780	508,387,959

議第135号
平成23年度滋賀県一般会計補正予算(第5号)

第2表 債務負担行為補正

追 加

番号	事 項	期 間	限 度 額
115	滋賀県立草津SOHOビジネス オフィス管理運営委託	平成24年度から 平成28年度まで	23,170千円
116	滋賀県営住宅管理運営委託	平成24年度から 平成26年度まで	718,800千円

条 例 案

議第136号

滋賀県平和祈念館の設置および管理に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県平和祈念館の設置および管理に関する条例

(設置)

第1条 県民に戦争の悲惨さおよび平和の尊さを伝えることにより、平和を願う豊かな心を育み、もって平和な社会の発展に資するため、滋賀県平和祈念館（以下「平和祈念館」という。）を東近江市下中野町に設置する。

(業務)

第2条 平和祈念館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県民の戦争に関する体験の記録その他の資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「資料」という。）を収集し、保管し、展示し、および利用に供すること。
- (2) 平和を願う豊かな心を育むために必要な普及啓発を行うこと。
- (3) その他平和祈念館の設置の目的を達成するために必要な業務

(開館時間等)

第3条 平和祈念館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

2 平和祈念館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日および火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合を除く。）
- (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

3 知事は、必要と認めるときは、第1項に規定する開館時間を変更し、または前項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。

(特別観覧の許可)

第4条 平和祈念館が保管する資料の熟覧、模写、模造、撮影その他の利用（以下「特別観覧」という。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないことができる。

(1) 平和祈念館における秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 資料または平和祈念館の管理上支障があると認められるとき。

(3) その他特別観覧を許可することが適当でないと認められるとき。

3 知事は、第1項の規定による許可をする場合においては、資料または平和祈念館の管理上必要な限度において、条件を付することができる。

(特別観覧の許可の取消し等)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による許可を取り消し、または特別観覧を制限し、もしくは特別観覧の停止を命ずることができる。

(1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「特別観覧者」という。）が詐欺その他不正の行為によって同項の許可を受けたとき。

(2) 前条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 特別観覧者がこの条例またはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(4) 特別観覧者が前条第3項の規定により付された条件に違反したとき。

(5) 当該許可に係る資料が災害その他の事故により特別観覧に堪えなくなったとき。

(6) その他知事が特に必要と認めたとき。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成24年3月1日から施行する。ただし、第2条第1号（資料の展示および利用に係る部分に限る。）および第4条の規定は、同月17日から施行する。

2 滋賀県平和祈念施設整備基金条例（平成14年滋賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

滋賀県平和祈念館整備運営基金条例

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 滋賀県平和祈念館の整備および運営を円滑に行うため、滋賀県平和祈念館整備運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

第6条中「施設整備に要する」を「基金の設置の目的を達成するために必要な」に改める。

議第137号

滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例案
上記の議案を提出する。

平成23年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第31条において準用する法第12条第1項および第2項ならびに第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事および当該監督業務を行う者に必要な資格ならびに水道技術管理者に必要な資格について定めるものとする。

(技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事)

第2条 法第31条において準用する法第12条第1項の条例で定める水道の布設工事は、法第3条第10項に規定する水道の布設工事とする。

(技術上の監督業務を行う者の資格)

第3条 法第31条において準用する法第12条第2項の条例で定める資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科またはこれに相当する課程において衛生工学または水道工学に関する学科目を修めて卒業した者（第6号において「第1号卒業生」という。）であって、当該卒業をした後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科またはこれに相当する課程において衛生工学および水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した者（第6号において「第2号卒業生」という。）であって、当該卒業をした後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (3) 学校教育法による短期大学または高等専門学校において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (4) 学校教育法による高等学校または中等教育学校において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

- (5) 10年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (6) 第1号卒業生または第2号卒業生であつて、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学もしくは水道工学に関する課程を専攻した後、または大学の専攻科において衛生工学もしくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号卒業生については1年以上、第2号卒業生については2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (7) 外国の学校において、第1号もしくは第2号に規定する課程および学科目または第3号もしくは第4号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者であつて、当該修得をした後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道および工業用水道または水道環境を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第31条において準用する法第19条第3項の条例で定める資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる資格を有する者であること。
- (2) 前条第1号、第3号または第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学もしくは薬学に関する学科目またはこれらに相当する学科目（第5号において「理系学科目」という。）を修めて卒業した者であつて、当該卒業をした後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (4) 前条第1号、第3号および第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学および薬学に関する学科目ならびにこれらに相当する学科目以外の学科目（次号において「文系学科目」という。）を修めて卒業した者であつて、当該卒業をした後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (5) 外国の学校において、次の表の左欄に掲げる学科目に相当する学科目を、それぞれ同表の中欄に掲げる学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ同表の右欄に掲げる年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

理系学科目	前条第1号に規定する学校	4年
	前条第3号に規定する学校	6年
	前条第4号に規定する学校	8年
文系学科目	前条第1号に規定する学校	5年
	前条第3号に規定する学校	7年
	前条第4号に規定する学校	9年

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であること。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議第138号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表（1）の項を次のように改める。

（1）削除	
-------	--

別表（5）の項中「市町（大津市を除く。）」を「町」に改め、同表（9）の項中「、守山市および米原市」を「および守山市」に改め、同表（15）の3の項中カからスまでを削り、セをカとし、ソをキとし、タをクとし、チをケとし、ツをコとし、テをサとし、トをシとし、ナをスとし、ニをセとし、ヌをソとし、同表（18）の項中アからエまでを削り、オをアとし、カをイとし、同項キ中「、エおよびオ」を削り、同項中キをウとし、同項ク中「キ」を「ウ」に改め、同項中クをエとし、同項ケ中「ク」を「エ」に改め、同項中ケをオとし、コをカとし、同項サ中「およびオ」を削り、同項中サをキとし、同表（21）の項ア中「県」を「個人施行者、土地区画整理組合、区画整理会社、当該市および県」に改め、同表（30）の項中「市町（大津市を除く。）」を「町」に改め、同表（31）の項中「市町（大津市および）」を「町（」に改め、同表（32）の項中「市町（大津市を除く。）」を「町」に改め、同表（32）の3の項中アからウまでを削り、エをアとし、オをイとし、カを削り、同項キ中「クおよびケ」を「エおよびオ」に改め、同項中キをウとし、クをエとし、ケをオとし、コをカとし、サをキとし、シをクとし、スをケとし、セをコとし、ソをサとし、タをシとし、チをスとし、スの次に次のように加える。

セ 法第40条第1項および第2項において準用する法第10条の規定による休業等届出の受理	
---	--

別表（32）の3の項中ツをソとし、テを削り、同項ト中「薬局開設者、」を削り、同項中トをタとし、タの次に次のように加える。

チ 法第69条第3項の規定による報告の徴収ならびに立入検査および質問	
------------------------------------	--

別表（32）の3の項ナ中「医薬品、医薬部外品、化粧品および医療機器の製造販売業者および製

造業者（薬局製造販売業者および薬局製造業者を除く。）、医療機器の修理業者ならびに配置販売業者に係るものを除く」を「卸売販売業者、高度管理医療機器等の販売業者および賃貸業者ならびに管理医療機器の販売業者および賃貸業者に係るものに限る」に改め、同項中ナをツとし、ニおよびヌを削り、同項ネ中「薬局開設者、」を削り、同項中ネをテとし、ノを削り、同項ハ中「薬局製造販売業者、薬局製造業者、薬局開設者」を「薬局製造販売業の許可を受けた者（以下この項において「薬局製造販売業者」という。）、薬局製造業の許可を受けた者（以下この項において「薬局製造業者」という。）」に改め、同項中ハをトとし、同項ヒ中「、薬局開設者」を削り、同項中ヒをナとし、同項フ中「、薬局開設者」を削り、同項中フをニとし、同項ヘ中「、薬局開設者」を削り、同項中ヘをヌとし、ホをネとし、マをノとし、ミをハとし、ムをヒとし、メをフとし、モをへとし、ヤをホとし、ユをマとし、ヨをミとし、ラをムとし、リをメとし、同表(42)の項を次のように改める。

(42) 削除	
---------	--

別表(45)の2の項中「米原市」の右に「、日野町」を加え、同表(46)の項オ中「第19条」を「第19条第1項」に、「市町（大津市を除く。）」を「町」に改め、同項の次に次のように加える。

(45)の2 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（以下この項において「府令」という。）および特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（以下この項において「告示」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 府令第4条の規定による自動車騒音の限度の決定 イ 府令別表備考の規定による区域の指定 ウ 告示別表第1号の規定による区域の指定	市（大津市を除く。）
---	------------

別表(47)の項中ヌを削り、ネをヌとし、ノをネとし、ハをノとし、ヒをハとし、同表(49)の項を次のように改める。

(49) 削除	
---------	--

別表(53)の項および(56)の項中「市町（大津市を除く。）」を「町」に改め、同項の次に次のように加える。

(56)の2 振動規制法施行規則（以下この項において「府令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 府令第12条ただし書の規定による道路交通振動の限度の決定 イ 府令別表第1付表第1号の規定による区域の指定 ウ 府令別表第2備考第1項の規定による区域の指定 エ 府令別表第2備考第2項の規定による時間の設定	市（大津市を除く。）
--	------------

別表(59)の項を次のように改める。

(59) 削除

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表(31)の項、(32)の項、(32)の3の項および(42)の項の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の別表に規定する事務に係る法令、条例もしくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものまたはこの条例の施行の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては同表に規定する市町の長が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の適用については、当該市町の長がした処分その他の行為または当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(滋賀県使用料および手数料条例の一部改正)

- 3 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。
別表第11中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

(滋賀県屋外広告物条例の一部改正)

- 4 滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号）の一部を次のように改正する。
第20条の2第2項第1号中「当該保管広告物等を除却した場所を所管する土木事務所（以下「所管土木事務所」という。）」を「公衆の見やすい場所」に改め、同項第2号中「滋賀県公報」を「公報」に改め、同条第3項中「所管土木事務所」を削る。

議第139号

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県道路占用料徴収条例（昭和44年滋賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表の表の部分を次のように改める。

占 用 物 件 の 種 類		単 位	占 用 料 の 額	
			市の区域	町の区域
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第 1 種 電 柱	1本につき1年	560 ^円	460 ^円
	第 2 種 電 柱		860	700
	第 3 種 電 柱		1,200	950
	第 1 種 電 話 柱		500	410
	第 2 種 電 話 柱		800	650
	第 3 種 電 話 柱		1,100	900
	そ の 他 の 柱 類		50	41
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5	4
	地下に設ける電線その他の線類		3	2
	路 上 に 設 け る 変 圧 器	1個につき1年	490	400
	地 下 に 設 け る 変 圧 器	占用面積1平方メートルにつき1年	300	250
	変圧塔その他これに類するもの および公衆電話所	1個につき1年	1,000	820
	郵便差出箱および信書便差出箱		420	340
	広 告 塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000	990

	そ の 他 の も の		占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	820
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	21	17
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			30	25
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			45	37
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			60	49
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			90	74
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			120	98
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			210	170
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			300	250
	外径が1メートル以上のもの			600	490
法第32条第1項第3号および第4号に掲げる施設			1,000	820	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			1,000	490
	地下に設ける通路			610	300
	そ の 他 の も の			1,000	820
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	20	10
	そ の 他 の も の		占用面積1平方メートルにつき1月	200	99
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	200	99
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000	990
	標 識		1本につき1年	800	650
	旗 ざ お	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	20

「政令」という。） 第7条第1号に掲げる物件		その他のもの	1本につき1月	200	99		
	幕（政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20	10		
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200	99		
	ア　　チ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000	990		
その他のもの		1,000		490			
政令第7条第2号に掲げる工事用施設および同条第3号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	200	99		
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物および同条第5号に掲げる施設				100	82		
政令第7条第6号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額		Aに0.02を乗じて得た額	
	上空に設けるもの			Aに0.02を乗じて得た額			
	その他のもの			Aに0.028を乗じて得た額			
政令第7条第7号に掲げる施設	建築物			Aに0.016を乗じて得た額		Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに0.011を乗じて得た額		Aに0.014を乗じて得た額	
政令第7条第8号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物			Aに0.02を乗じて得た額			
	その他のもの			Aに0.011を乗じて得た額		Aに0.014を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.016を乗じて得た額		Aに0.02を乗じて得た額	
	上空に設けるもの			Aに0.02を乗じて得た額			
	その他のもの			Aに0.028を乗じて得た額			
政令第7条第10号に掲げる器具				Aに0.028を乗じて得た額			
政令第7条第11号に掲げる施設	トンネルの上または自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの			Aに0.016を乗じて得た額		Aに0.02を乗じて得た額	
	上空に設けるもの			Aに0.02を乗じて得た額			
	その他のもの			Aに0.028を乗じて得た額			

別表注5中「第7条第10号および第11号」を「第7条第6号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるものおよび同条第11号」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした許可に係る占用料（占用許可の期間が平成24年度以降にわたる場合の占用料で毎年度当該年度分を納付することとされているものにあつては、平成24年度以降の占用料を除く。）の額については、なお従前の例による。

議第140号

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第13号ウ中「、有線放送電話業務または有線放送業務（共同聴取業務）」を「または有線一般放送（共同聴取業務であるもの）」に、「有線放送業務の」を「有線一般放送の」に改める。

第3条第23号を削り、同条第24号中「による放送事業」を「第2条第2号に規定する基幹放送」に改め、同号を同条第23号とし、同条第25号から第34号までを1号ずつ繰り上げる。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第2条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）第3条の許可を受けている者が行う有線放送電話業務の用に供する線路または空中線系およびこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置または管理に係る行為については、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議第141号

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例

滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第1項第4号中「住所」の右に「（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称および代表者の氏名ならびに事務所の所在地ならびにその役員の氏名）」を加える。

第23条の4第1項第5号中「前各号」の右に「または次号」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議第142号

議第142号
ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の一部を改正する条例案

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の一部を改正する条例

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（昭和59年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第9条第6項中「第8条第2項第3号」を「第8条第2項第2号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第143号

滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年滋賀県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第5号中「前各号」の右に「または次号」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議第144号

滋賀県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

滋賀県スポーツ振興審議会条例（昭和37年滋賀県条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

滋賀県スポーツ推進審議会条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、滋賀県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第7条中「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第8条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げる。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加え、同条を第4条とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

第2条第1項中「15人」を「15人以内」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第3条とする。

3 委員および臨時の委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、知事の意見を聴いて、教育委員会が任命する。

第1条の次に次の1条を加える。

（所掌事務）

第2条 審議会は、知事または教育委員会の諮問に応じて、スポーツ基本法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第47号中「滋賀県スポーツ振興審議会」を「滋賀県スポーツ推進審議会」に改める。

議第145号

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年滋賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

付則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

付則第2項に見出しとして「（滋賀県地方警察職員看守勤務手当支給条例の廃止）」を付する。

付則第3項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

付則に次の4項を加える。

（東日本大震災に対処するための手当の特例）

- 4 職員が東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震およびこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に対処するため第4条第10号に掲げる作業に引き続き5日以上従事した場合における第6条第10項の規定の適用については、同項中「840円」とあるのは「1,680円」と、同項第1号中「1,260円」とあるのは「2,100円」と、同項第2号中「1,680円」とあるのは「2,520円」とする。
- 5 第4条第10号に掲げる作業のうち次の各号に掲げるものに従事した場合における手当の額は、第6条第10項に定める額（前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用した後の額）に当該各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。
 - (1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業（次号に掲げる作業を除く。） 20,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額に20,000円を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額）
 - (2) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業（人事委員会が定める施設内において行う作業に限る。） 5,000円
 - (3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域または当該本部長指

示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるもの（次号においてこれらの区域を「警戒区域」という。）において行う作業（前2号および次号に掲げる作業を除く。） 10,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、20,000円）

(4) 警戒区域において行う作業（屋内において行う作業に限る。）（第1号および第2号に掲げる作業を除く。） 2,000円

(5) 本部長指示により、居住者等が避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域または当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるもの（次号においてこれらの区域を「計画的避難区域」という。）において行う作業（次号に掲げる作業を除く。） 5,000円

(6) 計画的避難区域において行う作業（屋内において行う作業に限る。） 1,000円

6 職員が同じ日に前項各号に掲げる作業の2以上に従事した場合は、当該従事した作業のうち同項の規定により加算すべき額が最高である作業（その加算すべき額が最高である作業が2以上ある場合は、そのうちのいずれか1の作業）についてのみ、同項の規定を適用する。

7 付則第5項第3号または第5号の作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る前2項の規定により加算すべき額は、これらの規定により加算すべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成23年3月11日から適用する。

議第146号

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成4年滋賀県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条中「測定した」を「測定し、または測定したものとした場合における」に、「発して」を「生じさせて」に改める。

第4条中「違反して拡声機による暴騒音を発している」を「違反する行為（以下「違反行為」という。）をしている」に改め、同条に次の1項を加える。

2 警察署長は、前項の規定による命令を受けた者が更に反復して違反行為をしたときは、その者に対し、24時間を超えない範囲内で時間を定め、かつ、区域を指定して、拡声機の使用の停止を命ずることができる。

第5条の見出しを「（複数の拡声機の使用に対する勧告および移動命令）」に改め、同条中「同時に」を削り、「使用している場合であって」を「使用しており、かつ」に、「よって発せられる」を「より生じている」に、「なっており、かつ」を「なっている場合において」に、「の使用」を「を使用している者」に、「拡声機を使用している者」を「者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 警察官は、前項の規定による勧告を受けた者がその場所にとどまり、かつ、引き続き暴騒音が生じているときは、これらの者に対し、当該暴騒音の発生の防止のために、その場所からの移動を命ずることができる。

第9条第1項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役または20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項または第5条第2項の規定による警察官の命令に違反した者
- (2) 第4条第2項の規定による警察署長の命令に違反した者

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

そ の 他 の 議 案

議第147号

契約の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

契約の変更につき議決を求めることについて

平成19年6月22日議決を得た琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター建設工事請負契約を次のとおり変更することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

変更前の契約額	8, 3 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円
変 更 減 額	1 2 6, 6 1 5, 0 0 0 円
変更後の契約額	8, 1 7 3, 3 8 5, 0 0 0 円

（参 考）

契約の相手方 東京都新宿区四谷三丁目3番1号
日本下水道事業団
理事長 谷 戸 善 彦

議第148号

公有財産譲渡代金に係る遅延利息の請求訴訟の提起につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

平成23年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

公有財産譲渡代金に係る遅延利息の請求訴訟の提起につき議決を求めることについて
滋賀県は、公有財産譲渡代金に係る遅延利息の請求訴訟を提起することにつき、地方自治法
(昭和22年法律第67号) 第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求める。

1 被告となるべき者の住所、氏名

2 請求額

133,407 円

3 請求の要旨

滋賀県は、平成22年9月13日に被告となるべき者と公有財産譲渡契約を締結し、大津市三大寺地先の県有地を売却したところ、譲渡代金の納付が遅延したことにより、契約書の規定に基づく遅延利息が発生し、支払いを求めたが、被告となるべき者がこれに応じないことから、当該遅延利息の支払いを求める訴え(少額訴訟)を提起する。

4 訴訟遂行の方針

被告の申述または裁判所の決定により、少額訴訟から通常の手続きへ移行した場合において、第一審の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

議第149号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立テクノファクトリー
- 2 指定管理者 滋賀県大津市打出浜2番1号
公益財団法人滋賀県産業支援プラザ
理事長 高 橋 宗治郎
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

議第150号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- | | |
|-----------|--|
| 1 公の施設の名称 | 滋賀県立草津SOHOビジネスオフィス |
| 2 指定管理者 | 滋賀県大津市打出浜2番1号
公益財団法人滋賀県産業支援プラザ
理事長 高 橋 宗治郎 |
| 3 指定の期間 | 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで |

議第151号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県営住宅
- 2 指定管理者 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号
日本管財株式会社
代表取締役社長 福田 慎太郎
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

議第151号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

議第152号

滋賀県道路公社が行う有料道路事業の変更に同意することにつき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

平成23年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県道路公社が行う有料道路事業の変更に同意することにつき議決を求めることについて

滋賀県道路公社から次のとおり近江大橋有料道路事業を変更することについて、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第1項の規定に基づき同意を求められたので、これに同意することにつき、同条第2項の規定に基づき、議決を求める。

1 路線名および工事の区間

(1) 路線名

県道大津草津線、県道草津守山線

(2) 工事の区間

滋賀県大津市丸の内町から滋賀県草津市木川町まで

(3) 延長

6.1キロメートル

(うち変更に係る工事の延長 1.29キロメートル)

2 工事予算

変更前

19,630,000,000円

変更後

20,440,000,000円

(変更増 810,000,000円)

3 工事方法

橋りょう補強

橋面防水、主桁表面防水、伸縮継手工

4 変更増に係る工事の着手および完成の予定年月日

着手予定年月日 平成24年3月1日

完成予定年月日 平成25年11月30日

5 料金の徴収期間

変更前

供用開始の日（昭和49年9月26日）

から38年間

変更後

供用開始の日（昭和49年9月26日）

から平成25年12月25日まで

議第153号

平成24年度において発売する当せん金付証票の発売総額につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

平成23年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

平成24年度において発売する当せん金付証票の発売総額につき議決を求めることについて
平成24年度において発売する当せん金付証票の発売総額を10,000,000,000円以内とすることにつ
き、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条の規定に基づき、議決を求める。

（参 考）

全国都道府県および政令指定都市による共同実施の本県発売額 9,238,000,000円以内
京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県および和歌山県ならびにこれらの府県の政令指定都
市による共同実施の本県発売額 762,000,000円以内

議第154号

関西広域連合規約の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

関西広域連合規約の変更につき議決を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、関西広域連合規約（平成22年総行市第250号総務大臣許可）を次のように変更することにつき、同法第291条の11の規定に基づき、議決を求める。

第4条第2項中「、第4号」を削り、「鳥取県」を「、鳥取県」に改め、「、同項第1号（同項第7号に掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第7号に掲げる事務にあつては徳島県に係るものを」を削る。

別表総務費の部第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費の項中「及び和歌山県」を「、和歌山県及び徳島県」に改める。

別表総務費の部の次に次のように加える。

企画調整費	第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	均等割（これにより難しい事務に係る経費にあつては、広域連合長が別に定める負担割合）10分の10
-------	-----------------------	-------------------------------	---

別表事業費の部第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費の項中「和歌山県」の次に「、鳥取県」を加え、同部第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費の項中「及び和歌山県」を「、和歌山県及び徳島県」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。

（負担金の徴収に係る経過措置）

2 平成24年度における構成団体の負担金の額の算出に係る改正後の関西広域連合規約別表の適用については、同表総務費の部第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費の項及び事業費の部第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費の項中「受験者数割」とあるのは、「受験者数割を基本とし広域連合長が別に定める負担割合」とする。

議第155号

公立大学法人滋賀県立大学に係る中期目標を定めることにつき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

平成23年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

公立大学法人滋賀県立大学に係る中期目標を定めることにつき議決を求めることについて
公立大学法人滋賀県立大学が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定めることにつき、
地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第3項の規定に基づき、議決を求める。

公立大学法人滋賀県立大学中期目標

（前文）大学の基本的な目標

日本は、人口減少社会の到来、少子高齢化の一層の進展、また、地球規模では人口増加や環境問題の深刻化など、いまだかつて経験したことのない時代の変革期を迎えている。

このような変革の時代にあつて、滋賀県においては、「住み心地日本一の滋賀」の実現を目指し、「人の力」、「自然の力」、「地と知の力」の3つの力を大いに活かし、「社会成長」と「経済成長」の2つの成長で未来を拓く「滋賀の未来戦略」を掲げる、新たな基本構想を策定した。

経済や科学技術の分野における一層のグローバル化により、今大学に求められるのは、時代の潮流を見極め、新時代をリードする創造的な教育研究を行うことである。

このような中、滋賀県立大学が公立大学法人として自律性を活かし、ここにしかない魅力を備え、「選ばれる大学」、「満足度が高い大学」、「誇れる大学」を目指して、先進の知識・情報・技術とともに、実践的な教育で培った柔軟な思考力と豊かな創造力を備え、自らの力で未来を拓いていく「知と実践力」をそなえた人材の育成を図るべく、滋賀県は次の基本的な目標を定める。

○「キャンパスは琵琶湖、テキストは人間」という開学当初からのモットーをより一層発展させ、琵琶湖を抱く滋賀ならではの教育研究をさらに進める。

○時代の流れを先取りし、先駆的・戦略的なものの見方ができる、進取の気性に富む人が育つ大学づくりを進める。

○グローバル化の進展等による国際化の諸問題に対応する新しい時代に向けたモデルとなる大学を目指す。

第1 中期目標の期間および教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成24年4月1日から平成30年3月31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

学部および研究科は別表のとおりである。

第2 大学の教育研究等の質向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の質保証・向上に関する目標

○教育目標の明確化

学士課程教育においては、豊かな教養と広い視野を身につけるだけでなく、高度な専門性と融合させることによって、自ら考え行動できる「知と実践力」をそなえた人材を養成する。

○3つの方針の明確化

「入学者受入れ方針」、「教育課程の編成・実施方針」、「学位授与方針」の3方針を確立し、教育の質を保証する取り組みを進める。

○大学院教育の充実

学士課程教育とのつながりと大学院教育の独自性を明らかにし、広い視野をもった高度専門職業人を養成するために大学院教育を充実する。

○教育環境および教育方法の充実

学生の学習や研究活動に必要な教育環境の整備を行う。また、学生の学習意欲を高め、自学自習の取り組みを促すための教育方法の工夫、改善を進める。

○教育力の評価・向上

適正に教育成果を評価し、教育力の向上を図るとともに、教育の質保証に取り組む。

(2) 学生への支援に関する目標

○総合的な学生支援の充実

安心して充実した学生生活が送れるよう、日常的な支援から専門的な支援に至る総合的な学生支援体制を強化する。

○就職支援の充実

社会の変化や学生のニーズに対応して、キャリア教育を充実するとともに、教職協働や同窓会等との連携による就職支援を強化する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準および研究の成果等に関する目標

○研究の方向性の明確化

大学が定める4つの戦略的な研究テーマ「琵琶湖モデルの構築」、「低炭素地域社会の実現」、「人々の健康と福祉への寄与」、「国際交流拠点の形成」に重点的に取り組むことなどにより、先進的、創造的な研究成果を創出する。

○研究水準の検証と研究成果の還元

「地域から世界へ」という視点に立ち、国際的な水準となるよう研究分野および内容を検証するとともに、研究成果については、多様な方法で地域社会のみならず国際社会に向けても発信し、還元する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

○研究者の育成、支援

組織力を生かした研究者の育成を図るため、学際的、総合的な研究を推進する体制の整備や競争的研究資金の獲得支援など、研究活動をさらに活性化するための環境づくりを進める。

○他機関との連携の推進

県内試験研究機関や国内外の大学との連携を推進し、地域社会を支える研究拠点機能を充実する。

3 社会貢献に関する目標

(1) 産学官連携の推進に関する目標

○産学官連携の推進

地域の産業発展に貢献する大学として、社会のニーズに応えられる産学官連携体制の整備を一層図り、研究内容を充実する。

(2) 地域社会等との連携の推進に関する目標

○地域社会等との連携の推進

地域の自治体やNPOなどとの幅広い連携を強化しながら、地域の発展に貢献するとともに、大学のさらなる活性化につながる活動を展開する。

○生涯学習の拠点づくり

生涯学習の拠点のひとつとしての役割を果たすため、社会人を積極的に受け入れるとともに、学習ニーズに応じた学習プログラムを整備する。

4 国際化に関する目標

(1) 教育研究等の国際化の推進に関する目標

○教育研究の国際化

国際通用性のある教育課程を構築するとともに、教育研究活動の国際化を進め、その成果を国内外へ発信する。また、国際化を推進する体制の整備や教員・事務職員の確保を進める。

(2) 国際交流の推進に関する目標

○国際交流の推進

留学生の受入体制を整備するとともに、学生の海外への派遣を積極的に進める。また、海外の協定大学等と多様な交流を推進する。

第3 大学経営の改善に関する目標

1 業務運営の改善および効率化に関する目標

(1) 組織運営の改善等に関する目標

○組織運営の改善

社会の変化に対応して柔軟な教育研究組織の編成・見直しをさらに進め、経営基盤を一層強化し教育研究活動の活性化や支援体制の充実を図る。

○人権意識の向上

ハラスメントの防止や人権研修に取り組むとともに、男女共同参画を推進するなど、学生・教員・事務職員の人権意識の向上を図る。

(2) 人事制度の改善に関する目標

○人事制度の改善

適正な定員管理のもと優秀な教員・事務職員の確保を行うとともに、各種研修等により事務職員の能力開発を図る。また、教員の業績評価システムの改善を行い、公正かつ適正な処遇を行う。

2 財務内容の改善に関する目標

(1) 財源配分の重点化に関する目標

○財源配分の重点化

経費の節減に努めるとともに、長期的な展望を持ち重点的・戦略的な資金配分を行う。

(2) 健全な財務運営に関する目標

○健全な財務運営

外部資金等自己収入の拡大に努めるとともに、資産の適正な運用管理を進め、健全な財務運営を推進する。

3 自己評価と情報発信に関する目標

(1) 自己点検・評価の実施に関する目標

○自己点検・評価の実施

自己点検・評価を着実に実施するとともに、認証評価等の結果を活用し、大学運営の改善を図る。

(2) 情報公開および広報の充実に関する目標

○情報公開および広報の充実

社会への説明責任を果たすため、教育研究活動や大学運営状況等について、情報の公開を積極的に進める。また、大学の資源を有効に活用するとともに、効果的な広報活動を展開し、大学の認知度を高める。

4 その他業務運営に関する目標

(1) 施設設備の整備・活用に関する目標

○施設設備の整備・活用

環境負荷の低減やユニバーサルデザインへの対応も含め、施設設備の計画的な改修・整備や活用を進める。

(2) 安全管理体制の充実に関する目標

○安全管理体制の充実

学生・教員・事務職員が安心して活動できるよう、安全管理および危機管理体制を強化する。

(3) 法令遵守に基づく大学運営の推進に関する目標

○法令遵守に基づく大学運営の推進

教員・事務職員のコンプライアンス意識の徹底を図り、法令遵守に基づく大学運営を推進する。

(4) 監査機能の充実に関する目標

○監査機能の充実

内部監査を強化するなど、監査機能の充実に図る。

(別表)

学 部	環境科学部 工学部 人間文化学部 人間看護学部
研 究 科	環境科学研究科 工学研究科 人間文化学研究科 人間看護学研究科

議第156号

滋賀県流域治水基本方針の策定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県流域治水基本方針の策定につき議決を求めることについて

滋賀県流域治水基本方針を別冊滋賀県流域治水基本方針のとおり策定することにつき、滋賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例（平成17年滋賀県条例第37号）第3条の規定に基づき、議決を求める。